

第 9 号議案

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
 南つつじヶ丘自治会
- 3 指定の期間
 平成 26 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに
係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
亀岡市南つつじヶ丘 コミュニティセンター	南つつじヶ丘自治会	平成26年7月1日～ 平成30年3月31日